

農振農用地区域からの除外申請について

市では、これまでの旧5町村の農業振興地域整備計画を1つにまとめ、新たにつがる農業振興地域整備計画を策定しました。それに伴い、休止していた農振農用地区域からの除外申請受け付けを再開します。

農振農用地区域について

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため、優良農地として守る必要があると思われる農地を農業振興地域内の農用地（農振農用地区域）として指定しています。

農振農用地区域は、農業上の利用を確保するために定められた区域であることから、農業以外の目的で利用することは農振法及び農地法で厳しく制限されています。やむを得ず農業以外の目的で使用する場合（住宅建築や駐車場整備など）は農地法による転用許可を受ける前に農用地利用計画の変更（農振除外）申請が必要となります。農振除外をお考えの方は申請を行う前に必ず農林水産課に事前相談をしてください（農振農用地区域かどうかの確認は農林水産課で確認できます）。

農用地利用計画の変更（農振除外）申請について

農振除外は以下の除外要件のすべてを満たす場合のみ除外が認められ、転用が可能となります。除外手続きが終了するまで、最低でも6カ月程度かかりますので、お早めにご相談ください。

- 1 農用地区域以外に代替できる土地がないこと。
- 2 農用地区域内における農地の集団化、農作業の効率化などにおいて支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 農用地区域内における担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 4 農用地区域内の土地改良施設（用排水路・ため池等の）の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 土地改良事業（岩木川左岸地区かんがい排水事業等）を実施した農用地（受益地）の場合、全工区の工事が完了し、公告されてから8年を経過した土地であること。

申請に必要な書類

- ①農業振興地域整備計画書の変更申出書 ②事業計画書 ③位置図、案内図
④誓約書（申請目的以外に使用しないことの誓約） ⑤土地の登記事項証明書、公図（法務局で申請）
⑥土地利用計画図（施設設置計画図） ⑦隣接農地の同意書 ⑧申請地の現況写真（撮影日を記載）
⑨候補地比較検討表 ⑩分筆予定面積計算書（一筆の一部を分筆して利用する場合のみ必要）
⑪法人登記簿謄本（申請者が法人の場合のみ必要）

※①、②、④、⑦は市ホームページから様式をダウンロードできます。

受け付け期限 前期分は4月30日（金）、後期分は10月29日（金）

【申請・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線422）

下水道・浄化槽に関するお知らせ

公共下水道供用開始について

4月1日より、木造蓮川地区・柴田地区の一部で新たに供用開始され、各家庭の汚水を下水道に流すことができるようになります。供用開始区域の詳細については、市ホームページまたは下水道課へお問い合わせください。下水道は「環境衛生の改善」「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」と重要な役割を果たしており、地域の環境整備には欠かせないものとなっています。下水道供用開始区域の方は、ご加入していただきますようお願いいたします。

〈ご注意〉転入・転居や引っ越しされる方、使用者等が変更となる場合は、下水道課までご連絡ください。

休止の連絡が無い場合、未使用でも使用料が徴収されます。

浄化槽設置補助金 令和3年度は募集基数を増やします！

下水道区域外の地区において、単独浄化槽、くみ取りからの切り替え、新設の方が合併浄化槽を設置される場合、補助金が交付されます。補助金の交付を受ける場合は、工事着工前に申請が必要となりますので、水洗化をご検討の際は、下水道課までお問い合わせください。

人槽別	補助額	募集基数
5人槽	452,000円	27基
7人槽	541,000円	15基
10人槽	688,000円	2基

募集期間 4月1日（木）～10月29日（金）

【申請・問い合わせ先】 下水道課
電話42-2111（内線374,379）

つがる市の農業を応援します 農業振興事業の申し出を受け付けします。

1 農業機械・施設導入等事業

・共同利用農業機械・施設導入等事業（国・県等の補助事業で補助対象となっていないものに限る）

対象施設経費等	事業主体	対象経費（税抜き）	補助金の額
機械・施設の導入および更新する経費	5戸以上で構成された組織	共同利用機械、施設 耐用年数5年以上、取得価格30万円以上	確定額の1/4以内 限度額100万円
農業に関する新規の資格取得経費および組織の活動費	認定農業者（狩猟免許取得については、認定農業者でなくてもよい）	農業に関する資格・免許取得に必要な経費（交通費・宿泊費等除く）	確定額の1/2以内 限度額20万円
	20戸以上で構成された組織（農協等の部会は除く） 3戸以上で構成された組織（40歳未満の若手農業者や後継者）	防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費（飲食費等除く）・会議資料作成費・検査調査費・試験研究費	確定額の1/2以内 限度額15万円

・6次産業化促進事業

対象施設経費等	事業主体	対象経費（税抜き）	補助金の額
6次産業化のための機械・施設の導入および更新する経費	地元産の農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発や販売促進に係る6次産業化を推進する農業者または組織	・機械設備等購入経費 耐用年数5年以上、1台30万円以上 ・6次産業化のための、加工施設の新設、改修、修繕費	確定額の1/2以内 限度額200万円
6次産業化のための新商品開発に伴う初期経費		6次産業化のための、新商品開発に伴うデザイン費・検査調査費	確定額の1/2以内 限度額15万円

・園芸施設用パイプハウス導入事業（園芸施設用パイプハウス導入経費）

- 事業主体** 認定農業者で、導入ハウスで3年以上園芸作物を作付けし、園芸施設共済事業等へ加入する農業者（3年間出荷伝票等販売を確認できる書類を提出していただきます）
- 対象経費（税抜き）** 新設する園芸施設用パイプハウス4,300円/㎡を上限
- 補助金の額** ①国・県の補助を受けない場合 3/10以内、1申請者当り上限50万円
②国・県の補助を受けた場合 1/10以内、1申請者当り上限15万円

・果樹防風網張替等事業

- 事業主体** つがる市内の樹園地で、園芸施設共済事業等へ加入している農業者
- 対象経費（税抜き）** 張替用防風網購入費用および設置費用
- 補助金の額** 補助対象経費の3/10以内 1申請者当り上限30万円

2 堆肥等利用促進土づくり対策事業（つがる市農業振興地域内の農地が対象）

・堆肥・粉炭・融雪剤購入費用の助成

- 事業主体** 水稲・野菜・花き・果樹作付け農業者および組織
- 対象経費（税抜き）** 10a当たりの限度量：堆肥 水田・普通畑3t、砂丘畑5t 粉炭 各農地共通135kg
融雪剤 45kg
- 補助金の額** 確定額の1/2以内、限度額10万円

・稲わら腐熟促進剤購入費用の助成（新規事業）

- 事業主体** 水稲作付け農業者
- 対象経費（税抜き）** 10a当たりの限度量：稲わら腐熟促進剤10kg
- 補助金の額** 確定額の1/2以内、限度額10万円

- 受付期間** 1の受け付け 3月22日（月）～4月9日（金）※土、日、祝日を除く
2の受け付け 3月29日（月）から予算がなくなりしだい締め切ります。
- 必要書類等** 見積書、滞納がない証明書、通帳、認め印
（上に加え、機械の場合はカタログ、組織・集団の場合は規約・機械管理運営規定等）
※事業の要件により、その他の書類等が必要になる場合があります。
- 留意事項** ①令和3年度内に事業を完了すること。
②補助金の交付決定前に発注したものは対象外。
③つがる市民であり、市税の滞納がないこと。
④予算の範囲内での補助となります。

【申し出・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111（内線414・411）